

2009/11/17

「くりっく 365 ランドロスカット事件」 集団訴訟に関する相談

1. 基本事項

- ・マーケットメーカーは故意（または重過失）による相場操縦をしたのか？
- ・取引所は上記マーケットメーカーの行動を排除できなかったのか？
- ・または加担したのか？
- ・取引所および各取引会社は土曜早朝の瞬間的事象に加え、土日の間に対応すべきことはなかったのか？
- ・各取引会社ごと（取引会社内顧客ごとにもまちまち）なロスカット適用タイミング
これにより救済対象かどうかが決まってしまった
- ・取引所は当初 10/31 の異常レートは異常でなく正常として発表。これにより 11/2 朝の暴落を引き起こした。さらにその後、10/31 のレートは異常であると判断を変更し、10/31 のロスカット対象者のみ救済とした
- ・「土日に何がおこなわれていたか？」「実際の売買データ」などの重要と思われる情報はすべて、相手側にあるため確認がとれない。

【被害者サイト】

<http://www40.atwiki.jp/clickfxtrouble/pages/1.html>

【ヤフー掲示板】

<http://messages.yahoo.co.jp/bbs?action=q&board=ZARJPY>

2. 被害者の種別

下記①は取引所救済対象。②は不明。③・④は救済対象外。

- ① 10/31 の終了直前にロスカット
- ② 10/31 終了後～11/2 開始までにロスカット
- ③ 11/2 朝上記①および②のストップロス下落に巻き込まれてロスカット（くりっく）
- ④ 上記③と同事象だが、くりっくではなく店頭取引

3. 想定される相手方（案）

- (ア) 取引所（くりっく 365）
- (イ) マーケットメーカ
- (ウ) 各取引会社

4. 損害賠償額の算定（案）

- (エ) ロスカットにより生じた損害（他通貨分も含む）
- (オ) 「ロスカット日～損害賠償履行日」期間中のスワップポイント相当額
- (カ) 精神的苦痛に対する慰謝料
- (キ) 「ロスカット日～損害賠償履行日」期間中の期間利息
- (ク) 訴訟費用（着手金分？成功報酬分？）

5. 集団訴訟に関して

- ・ 具体的進め方は？
- ・ メンバー間の取りまとめ役は？
 - 貴事務所にて実施？原告側で代表者立てる必要あり？
- ・ 原告側の匿名性は保たれるか？
 - 周囲に訴訟をしている事実を知られたくないという意見あり
- ・ 訴訟費用について
 - 被害額×●%だと高額被害を受けたメンバーの参加が困難
 - 直接被害を受けていないが訴訟費用を寄付してもよいという声あり
 - 訴訟費用のとりまとめ・会計管理はどうすればよいか？（貴事務所で実施？）

以上

2009/11/18

集団訴訟に関する弁護士相談結果

日時・・・2009/11/17 18:00～22:00

場所・・・あおい法律事務所

相談メンバー・・・あおい法律事務所 荒井哲朗先生

太田賢志先生

西銀座法律事務所 島幸明先生

被害者数名（文責：zarjpy365）

1. 相談結果要旨

- ・あおい法律事務所が中心となり弁護団を結成し、集団訴訟を実施
- ・楽観はできないが原告勝訴に持ち込める可能性はある
→ただし、棄却 or 過失相殺で減額の可能性があることも意識しておく必要あり

2. 原告団の構成

- ・原告団は「くりっく利用者かつ 11/2 朝 LC」に限定（弁護士判断）
- ・争点が異なるため「店頭取引被害者」とは別々で行動すべき
- ・店頭被害者が係争を希望する場合は別団体を形成し集団訴訟
- ・救済措置適用者の SWAP 分補償についても同様

3. 訴訟費用

着手金・・・損害賠償請求額×3.15%+2万円 ※同事務所規程は「被害額×5.25%」

成功報酬・・・現実に回復した金額×16.8%

4. 今後のスケジュール

1 1 月末・・・弁護団形成・マスコミを含む対外告知・集団訴訟参加者募集

1 2 月末・・・集団訴訟参加者募集締め切り

年明け・・・実行動開始

※集団訴訟参加希望者は直接、あおい法律事務所に連絡

5. 集団訴訟参加者のすべきこと

- ・弁護団への情報提供
- ・訴訟費用の負担
- ・裁判所での傍聴（任意） ※証言などは不要／任意だが傍聴はした方がよい

6.その他特記事項

- ・ 集団訴訟参加者は「弁護士事務所⇔各被害者」間で個別に委任手続き実施
(訴訟費用の精算も同様)
- ・ 被害者の訴訟費用を軽減する目的で訴訟費用の寄附も受け付ける
⇒あおい法律事務所にて寄附専用口座を開設
⇒集まった寄附金は被害者の訴訟費用軽減に充当
- ・ 訴訟費用の分割払いなどの個別相談は被害者各自であおい法律事務所と実施
- ・ 原告の匿名性については配慮することは可能。ただし、訴訟に関する資料は開示請求があれば閲覧可能なので、完全に匿名性が保たれるわけではない。
- ・ 「訴える相手方」「訴えの内容」についても意見交換を実施した。ただし、現時点でこれら内容が外に漏れることは得策でないと判断し記載は控える

以上

【本件問い合わせ先】

発起人（ハンドルネーム：zaripy365）

E-Mail：zaripy365@gmail.com

あおい法律事務所

<http://www.aoi-law.com/index.html>

荒井哲朗先生

03-3501-3600

arai@aoi-law.com